

令和8年度 山口県警察官・警察職員 「エキスパート」採用選考試験

◇◇◇◇◇ 受験案内 ◇◇◇◇◇



 YAMAGUCHI PREFECTURAL POLICE

令和8年6月
山口県警察

山口県警察では、警察官や警察職員の職務と親和性の高い、一定の職務経験で得られた知識や経験、専門的な資格等を有する「エキスパート」を求めています。

《ポイント》

- 一定の職務経験や専門的な資格等を有する方を対象とした新たな試験区分です。
- 第1次試験は申込時に提出するアピールシートで評価します（教養試験の廃止）。
- 専門的な資格等を有する方は第2次試験の論文試験を免除します。
- 原則として、警察官は公安職2級（巡査長）以上、警察職員は行政職2級（主事）以上での採用となります。

令和8年度山口県警察官採用試験（第1回、第2回）を受験された方も、本試験への受験申込みは可能です。

※ 令和8年度山口県警察官採用試験（第2回）を受験する方は、別途申込みが必要です。

令和8年度山口県職員採用試験（早期枠、通常枠）を受験された方も、本試験への受験申込みは可能です。

試験概要

1 試験区分、採用予定人員等

試験区分	採用予定人員	職務の概要
警察官 (職務経験) (資格・経歴)	3人程度	個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
警察職員	2人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務

2 申込期間 令和8年7月3日(金)～8月16日(日)17時まで

受験資格

1 受験資格は次のとおりです。

◎ 警察官

昭和63年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者

(1) 令和8年3月31日現在、次に掲げる職種に係る民間企業等における職務経験(※)を受験者の学歴に応じた年数以上有する者【職務経験区分】

・ 職種

職種区分	想定される職業・経験業務等
情報職	応用情報技術者、システムエンジニア、プログラマー、セキュリティエンジニアその他の情報職経験者
公安職	他の都道府県警察官、刑務官、海上保安官その他の公安職経験者
法務職	弁理士、司法書士、行政書士その他の法務職経験者
心理職	応用心理士、スクールカウンセラーその他の心理職経験者
通訳職	全国通訳案内士、通訳会社登録者その他の通訳職経験者
教育職	教諭、教師、養護教諭その他の教育職経験者
会計職	証券アナリスト、中小企業診断士その他の会計職経験者
運転指導職	教習指導員、技能検定員その他の運転指導職経験者

・ 学歴に応じた必要経験年数

学歴	定義	必要経験年数
大学卒	学校教育法に規定する大学（山口県警察がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）卒業生	2年以上
短期大学卒	学校教育法に規定する大学（山口県警察がこれと同等と認めるものを含み、大学等を除く。）卒業生	4年以上
高校卒程度	上記に該当しない者	6年以上

※ 「民間企業等における職務経験」とは、会社員、公務員、各種法人・団体職員、自営業者等として、1週間当たりの所定労働時間が30時間以上の職務に1年以上の期間継続して就業していた経験が該当し、職務経験が複数の場合には通算することができます。

※ 最終合格発表後、職務経験期間等の確認のため、任命権者に在職期間証明書等を提出していただきます。なお、在職期間証明書は、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、業務内容について、在職していた法人等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

(2) 次のいずれかの資格、経歴を有する者【資格・経歴区分】

ア 司法試験合格者

イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する「臨床心理士」資格を有する者又は一般財団法人日本心理研修センターが認定する「公認心理師」資格を有する者及び令和9年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

ウ 公認会計士試験合格者

エ 学校教育法に規定する大学院修士課程又は専門職大学院（法務系又は情報系のものに限り、山口県警察がこれと同等と認めるものを含む。）の課程を修了した者又は令和9年3月31日までに修了する見込みの者

◎ 警察職員

昭和63年4月2日以降に生まれた者で、令和8年3月31日現在、次に掲げる職種に係る民間企業等における職務経験（※）を受験者の学歴に応じた年数以上有する者

・ 職種

職種区分	想定される職業・経験業務等
情報職	応用情報技術者、システムエンジニア、プログラマー、セキュリティエンジニアその他のICT関連部門での実務経験者
行政職	国又は人事委員会を置く地方公共団体において、警察行政と同様の職務経験者

・ 学歴に応じた必要経験年数

学歴	定義	必要経験年数
大学卒	学校教育法に規定する大学（山口県警察がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）卒業者	3年以上
短期大学卒	学校教育法に規定する大学（山口県警察がこれと同等と認めるものを含み、大学等を除く。）卒業者	5年以上
高校卒程度	上記に該当しない者	7年以上

※ 「民間企業等における職務経験」とは、会社員、公務員、各種法人・団体職員、自営業者等として、1週間当たりの所定労働時間が30時間以上の職務に1年以上の期間継続して就業していた経験が該当し、職務経験が複数の場合には通算することができます。

※ 次の公務員の職務経験は除きます。

- ・ 地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
- ・ 地方公務員法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員
- ・ 地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
- ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条各項の規定による任期付職員



※ 最終合格発表後、職務経験期間等の確認のため、任命権者に在職期間証明書等を提出していただきます。なお、在職期間証明書は、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、業務内容について、在職していた法人等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

2 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

受験手続

インターネットからお申し込みください。

<p>申込方法</p> <p>採用試験案内</p> <p>↓</p> <p>警察官採用試験受験案内・受験申込み</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用環境設定 「やまぐち電子申請サービス」内の「動作環境ページ」を確認し、お使いのパソコンやスマートフォン等で申込みが可能かどうか確認してください。 ※ ご使用の機種や環境によって一部対応できないこともあります。 2 利用者登録 「やまぐち電子申請サービス」内の「ログイン」ページにある「利用者登録」から、利用者IDの取得及びパスワードの設定を行ってください。 3 受験申込書の作成・送信 やまぐち電子申請サービスへログイン後、「電子申請をする」を選択した上、受験申込書を作成し、送信します。 ※ <u>利用者登録の段階では、受験申込みは完了していません。必ず受験申込書の送信まで行ってください。</u> ※ <u>取得したユーザーID及びパスワードは、申込内容の確認や修正等に必要です。「受験票・署名票」が届くまで保管しておいてください。</u>
<p>受付期間</p>	<p>令和8年7月3日(金)9時から 8月16日(日)17時まで</p> <p>※ <u>上記期間内</u>に受信完了したものに限り受け付けます。 ※ マンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。期限に余裕を持って申し込んでください。</p>
<p>添付書類提出方法</p> <p>各種アピールシート</p> 	<p>▶ 顔写真</p> <p>「やまぐち電子申請サービス」での受験申込時に、撮影した写真データを添付して提出してください。提出する写真データの仕様については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦横の比率が4：3程度のJPEG画像データ（サイズは2MB以内） ・<u>ファイル名は受験者の氏名（例：山口太郎.jpg）</u> ・試験日前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの <p>▶ アピールシート</p> <ol style="list-style-type: none"> 取得方法 「山口県警察官採用試験情報」内のページよりダウンロードしてください。 提出先及び提出方法 「やまぐち電子申請サービス」での受験申込時に、作成した「アピールシート」を添付して提出してください。 注意事項 <ol style="list-style-type: none"> <u>ファイル名は「受験者氏名」（例：山口太郎.docx）</u> 一旦提出されたシートの内容変更等は認めません。 <p>▶ 資格・経歴の証明書類（警察官【資格・経歴区分のみ】）</p> <p>「やまぐち電子申請サービス」での受験申込時に、申請する資格等について選択し、当該資格等の証明書類を撮影したJPEG形式の画像データ又はPDFデータを添付して提出してください。</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>受験申込み後の試験区分の変更は原則認めません</u>ので、ご注意ください。 ・ 提出期限までに上記に掲げる全ての書類が到着しなかった場合、棄権とみなしますので、余裕をもって提出してください。 ・ 「@pref.yamaguchi.lg.jp」ドメインのメールを受信できる設定としてください。 ・ 身体に障害等がある方で、試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際して希望事項がある方は、受験申込書の該当欄にその内容を入力してください。記入された内容について、個別判断の上、配慮の内容を決定いたします。
<p>受験票等の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申込受付締切後概ね1週間程度経過した後、やまぐち電子申請サービス上で、申込者に対し一括で発行します。 交付されると、登録されたメールアドレス宛てに通知が届きますので、令和8年8月31日(月)までに受験票をダウンロードし、必ず内容を確認してください。ダウンロードできないときは、山口県警察本部警務課採用係にお問い合わせください。 受験票をダウンロードしたら、第2次試験（論文試験・適性検査）当日に画像を提示できるようにしておいてください。印刷して持参する場合は、A4サイズの用紙で縦向きに印刷してください。

試験の日時及び場所等

◎ 試験の日時及び試験会場

区 分	日 時	受 験 地 ・ 試 験 会 場
第1次試験	—	受験申込時にアピールシートを作成し、提出します。
第2次試験	○ 論文試験及び適性検査 令和8年10月17日(土)	山口県総合交通センター (山口市小郡下郷3560-2)
	○ 体力検査、口述試験及び職位審査 令和8年10月26日(月)～11月25日(水)の いずれか指定する1日(指定の変更はできません。)	山口県警察学校 (山口市仁保下郷11459)
詳細は、第1次試験合格発表の際にお知らせします。		

◎ 試験の方法及び内容

1 第1次試験

試 験 種 目	内 容	配 点
アピールシート	職務経験を通じて培った知識及び能力等(保有資格を含む)について「アピールシート」により評価します。	100点

2 第2次試験

第1次試験合格者について、次のとおり行います。

試 験 種 目	内 容	配 点	
警 察 官 ・ 警 察 職 員 試 験 共 通	論文試験(※)	思考力、表現力及び構成力等についての筆記試験(試験時間1時間、1,000字程度)を行います。	40点
	口 述 試 験 等	人物について総合的に評定するため、個別面接及び適性検査を行います。	140点
	職 位 審 査	職位審査を行います。 職位審査の基準は〔別表1〕のとおりです。	—
警察官のみ	身 体 検 査	医療機関において検査を行います。 なお、身体検査の基準は〔別表2〕のとおりです。	—
	体 力 検 査	職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。 得点は、検査項目ごとの結果に応じて段階的に配点されます。 なお、体力検査の基準は〔別表3〕のとおりです。	30点

※ 受験資格の警察官【資格・経歴区分】に該当する方は論文試験を免除します。

〔別表1〕 職位審査の基準

区 分	審 査 基 準
警 察 官	公安職2級以上の職に必要な能力があること
警 察 職 員	行政職2級以上の職に必要な能力があること

〔別表2〕 身体検査の基準

区 分	検 査 基 準
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること
聴 力	職務の遂行に支障がないこと
色 覚	職務の遂行に支障がないこと
そ の 他	職務の遂行に支障がない身体的状態であること

〔別表3〕 体力検査の基準

区 分	男 性	女 性
反 復 横 跳 び	20秒間に45回以上	20秒間に40回以上
シャトルラン	43回以上	25回以上
関 節 運 動	職務の遂行に支障がないこと	職務の遂行に支障がないこと

合格者の決定方法等

◎ 合格者の決定方法

1 第1次試験合格者

第1次試験の得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の結果が一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

2 最終合格者

最終合格者は、第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の各得点を合計した得点の高い順に決定します。ただし、各試験種目の得点等のうち一定の基準に達しないものがある場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

◎ 合格者の発表

区 分	発 表 日 時	発 表 の 方 法
第 1 次 試 験 合 格 者	令和8年10月6日(火) 午前9時	合格者の受験番号を山口県警察のホームページに掲載します。
最 終 合 格 者	令和8年12月14日(月) 午前9時	合格者の受験番号を山口県警察ホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知します。 (不合格者には通知しません。)

◎ 合格から採用まで

1 採用の内定

任命権者が、採用候補者名簿の中から採用者を内定し、通知する予定です。

2 合格者の採用

採用は、原則として令和9年4月1日に行われます。

また、採用後の職は、民間企業等での職務経験の内容等を踏まえて職位審査を行い、その結果に応じ、公安職2級（巡査長）以上又は行政職2級（主事）以上で採用されます。

なお、警察官のうち、【資格・経歴区分】については、令和9年3月31日までに、受験資格の項で表示している資格、経歴を満たすことができない場合には、採用されません。

3 採用後

警察官として採用された方は、令和8年度に実施された他区分の合格者とともに山口県警察学校(全寮制)に入校し、初任教養【6か月間】を受けた後、それぞれの勤務箇所に配属される予定です。

警察職員として採用された方は、令和8年度に実施された他区分の合格者とともに山口県警察学校(全寮制)に入校し、初任教養【1か月間】を受けた後、それぞれの勤務箇所に配属される予定です。

◎ 試験結果

この試験の結果（試験種目ごとの得点、総合得点及び受験資格に応じた順位）について、下記の区分に応じて開示を申し出ることができます。※受験者本人に限ります。窓口での申出は原則受け付けません。

区 分		申 出 期 間	申 請 方 法
第1次 試 験	不合格者	第1次試験合格発表日から1年間	山口県警察ホームページの「警察官採用試験結果の開示について」に掲載する請求方法に従い、やまぐち電子申請サービスから申請してください。
	合格者	最終合格発表日から1年間	
第2次 試 験	受 験 者	最終合格発表日から1年間	



そ の 他

◎ 給与

各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が30歳で、大学を卒業後、受験資格に掲げる職種に係る民間企業等における職務経験が8年で、警察官（公安職2級）として採用された場合の初任給は303,400円、警察職員（行政職2級）として採用された場合の初任給は273,300円です。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、警察作業手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が、それぞれ支給要件に応じて支給されます。

◎ 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、次の目的以外には利用しません。

- ・ 採用試験及び採用に関する事務に利用します。
- ・ 個人が特定できないように処理した上で、今後の募集活動のための資料として利用します。

注意事項

自然災害等による試験の延期や開始時刻の繰り下げなど、試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県警察ホームページの「採用案内」においてお知らせしますので、必ず事前に確認の上、試験会場にお越しください。

山口県警察

検索

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/police/334098.html>



試験についてのお問い合わせ先

○ 試験全般に関するお問い合わせ

山口県警察本部 警務部 警務課

〒753-8504 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-0110 自動音声ガイダンス『1』
(平日8時30分～17時15分)

E-mail police3140@pref.yamaguchi.lg.jp

HP や SNS で警察官の採用情報等を発信しています
ぜひご覧ください！

HP



採用試験情報など

Instagram



山口県警察採用チーム